

2012年9月号



社会福祉法人 葦の家福祉会だより

〒814-0153 福岡市城南区樋井川4-1-17
☎Fax.092(873)7481 E-mail.asinoie@blue.ocn.ne.jp



すてっぴ建設が始まります

暑かった夏も過ぎて秋空がうれしい季節になりました。葦の家を応援して下さっている沢山の皆様方健やかに過ごしのこととお喜び申し上げます。

さて、葦の家は無認可作業所時代も含め今年28年目になります。障がいがどんなに重くても人として普通に生活していける社会が願いで、さまざまな活動をして参りましたが、当初からの願いでしたケアホームの設立が叶い、この10月建設に入ることになりました。

葦の家ケアホーム支援センター（すてっぴ）の設立は福岡市をはじめ関係機関、そして何より地域住民お一人お一人の方々の長い年月にわたる優しいお心づかいと、同じ地域に住む住人として接して下さるその成果だと思っています。ケアホームは福岡市の努力にもかかわらず数はあまり増えません。城南区では葦の家ケアホーム支援センター（すてっぴ）が初めてになります。センター方式は九州でも珍しいのではないのでしょうか。場所も現在の生活介護施設（通所）の隣の市有地を有償で借りることが出来ました。建物の完成は平成25年3月、開所は平成25年4月1日の予定になっています。ケアホーム支援センターの1階は、ヘルパーステーションほっとほっとと福岡市城南区知的障がい者相談支援センターも併設します。利用される障がい者の方々はまだ選考しておりませんが、現制度の中ではケアホームですから障害の重い方がほとんどになるでしょう。親元を離れ温かい家族との生活とも別れて、地域の中で住民の一人として、介護専門員やボランティアのみなさまのお力を借りながら生きていかれることを思うと、法人関係者全員が当事者と同じ立場にたつ心構えでなければと感じています。

葦の家ケアホーム支援センター（すてっぴ）は葦の家利用者だけのものではないのです。地域の障がい者の方、市民の方又市外からも気軽に相談していただける、温かい、適切な援助の学習を積みながら、誰からも「あそこ」ほっとするねとだけいただけるような支援内容づくりにも専念していかなければと思っています。今は唯感謝の気持ちでいっぱいです。

理事長 大石 敏子



平成 24 年度法人事業計画

(1) ケアホーム及び地域生活支援センターの施設整備を行う。

- ①支援者を拡大し、後援会と連携し資金作りを行う。
- ②地域交流、啓発を行う。
- ③宿泊学習を通して具体的な職務内容を学習し、世話人等必要な人材を確保する。
- ④ケアホームの環境整備と利用者の移行、バックアップ機能の準備を行う。そのため障害者を地域で支える体制づくりモデル事業等の活用をはかる。
- ⑤ホームヘルプ、相談支援、ショートステイ、療育など地域での総合的な在宅福祉機能とネットワークの拠点整備を行う。

(2) 職員の採用・育成・教育をしっかり行い、各事業の安定化と事業基盤を作る。

- ①実践を通し、各職員集団におけるノウハウを蓄積・共有化する。
- ②全員参加の研修・育成プログラムを遂行し、理念・ノウハウの再確認と初任・中堅・リーダーのライン形成と指導力を作る。
- ③非常勤スタッフの教育と情報の共有を図る。
- ④法人各事業間の連携、情報の共有を図る。
- ⑤事業の基軸を担いうるキャリアある人材を確保する。

(3) 地域との連携、交流を強化する。

ケアホーム利用者の地域生活の基盤を築くために地域交流、啓発を積極的に行う。

(4) 法人運営・事務管理を確実に遂行する。

- ①法令順守等法人の信用性の維持と運営リスクを回避し、確実な事務管理を行う。
- ②各事業において、月次の収支、予算管理を確実にを行う。

(5) 新たな国、福岡市の制度、障害福祉計画を踏まえた対応を行う。

- ①国の新法、福岡市施策の学習を行い、ニーズに即した事業移行準備を行う。
- ②新会計基準移行時期の判断と準備を行う。

(6) 在宅支援関連事業の安定化と新制度とニーズに応じた機能、体制強化を図る。

特定相談支援におけるサービス等利用計画作成によるケアマネジメント及び新たな自立支援協議会、権利擁護の役割、機能強化に対応する。

(7) 通所事業の次年度以降の準備を行い、新たな支援メニューの研究、開発を行う。

松原事業所を整備し、日中活動や特別支援学校生徒の実習受け入れを行う。

(8) 東日本大震災で被災した障がい福祉施設の支援を継続する。

(9) 人権擁護委員会を開催し、障害者虐待防止法に対応しうる体制を整備する。

(10) 訪問介護員養成研修（ホームヘルパー２級課程）を実施する。

平成 23 年度法人事業報告

中期計画に位置付けていたヘルパー養成講座、地域分室の整備、ケアホーム支援センター建設準備という３事業に取り組み概ね達成することができたが、非常勤も含む職員に基本的な支援理念や手順が浸透していません。支援の安定性や職員間の連携に課題が生じた。事業の継続、発展を図る上でスタッフの育成、確保が急務であり、次年度最優先課題として取り組む。

1. 短期入所給付事業所の開設

南区松原7丁目ボランティアの方のご実家を借り受け改修し、4床の単独型短期入所給付事業所を県指定を受け開設した。(延べ床面積169.3㎡)施設の愛称を仲間の発案でしあわせホームと命名し、ケアホーム利用予定者の宿泊学習プログラムをスタートさせた。利用者も増加し、ふつうの民家作りということもあり、情緒が安定する方が多い。

2. ケアホーム及び地域生活支援センター建設準備

地域、学識経験者、企業、福祉関係者851名の方々に、ケアホーム支援センター建設への賛同署名をいただき福岡市に提出した。審査を経て12月に福岡市補助金及び市有地の貸与の内定を得た。「センター設立準備委員会」を9回、利用希望者や関係者による「ケアホームを作る会」を8回開催。函面や設備・支援内容の協議、学習会や4回の宿泊プログラムを実施した。筑後市、京都市、鹿児島市、岐阜市、堺市の先駆的なケアホームを視察した。

3. 介護員養成研修事業(ヘルパー2級養成課程)の開講

福岡県より認可を受け生徒12名で開講した。障がい、介護、リハビリ、医療など12名の外部講師と8カ所の介護保険事業所の実習受け入れの協力を得た。今後、法人内で介護やリハビリテーション、ケアマネジメント等のノウハウの蓄積、連携を進めて行くスタートとしていきたい。

4. 福岡市屋形原特別支援学校放課後等支援事業専用棟建設

間借りしていた学校の教室が、クラス増に伴い21㎡の相談室に移転を余儀なくされ、行政への要望や保護者による署名活動を行った。行政、学校、PTA、葦の家による5回の検討会議と地域の方々のご協力により、福岡市に専用棟建設の必要性が認識されて予算確保につながり、3月17日に竣工、24日に開所式を行った。

5. 東日本大震災被災地支援

3.11の東日本大震災後、JDF主催の現地支援の一環として福島県南相馬市及び周辺地域の障がい福祉施設での支援に5名を派遣した。

6. 法人役員、評議員の改選、任命

9月26日付改選と交替による役員、評議員の選任を行い、評議員定数を1名追加した。

理事	大石敏子(理事長)、坂本良二、福山良弘、中原義隆、友廣道雄、末次恵一 (選任)山浦時男(元福岡市中心身障害福祉センター長) 津崎すみえ(城南区第7地区民生委員児童委員協議会会長)
	(退任)有馬洋、齋藤英明
評議員	向井顕一郎、吉田修一、大川絹代、下瀬飛鳥、百田恵子、豊村佳代子 仲村成司、理事8名(うち2名選任)
	(選任)入江京子(第7地区民生委員児童委員協議会障がい者部会長) 永井夏代(葦の家保護者会長)、藤環(葦の家サービス管理責任者)
	(退任)柴田章子
監事	吉浦秀紀、石松周

7. 安全管理体制の推進

リスクマネジメント委員会を各事業責任者が参加し6回開催、ヒヤリハットデータを出し合い、課題と対応策を協議した。大きな事故は発生しなかったが、苦情、セクハラ等对人的リスクへの新たな対応課題が浮かび上がった。

8. 月単位の変形労働時間制の適用

法人全常勤職員が24時間シフト勤務できる労働時間制と事務の効率化を図るために導入。通所スタッフも夕勤、夜勤のシフト出勤を行いショートステイ等の支援に従事した。

9. 地域活動参加

汗をかく地域貢献と知的障がい者やケアホームへの地域住民のご理解を得るために積極的に地域行事に参加した。町内会総会議長、川の定期清掃、油山清掃、夏祭り・大運動会実行委員参加、つつみ祭り、公民館文化祭、城南ふれあいフェスティバル参加、わはは祭り開催等

10. 職員の異動（正規・年次雇用）

（採用）葦の家；米澤勝貴、山本晴菜、洲鎌猛雄 ほっとほっと；吉原延子
（退職）葦の家；森下未来、井手祐作、鹿島修平 ほっとほっと；川崎民子

11. 苦情受付

施設内で不適切な処遇があったのではないかと苦情を受け、施設、第三者委員による調査と面談を重ね、日常的な目配り体制や安心感ある通所利用の保障等の申し合わせを行い解決しました。また、第三者委員による苦情受付体制及び対応について状況の確認協議がされました。

12. 平成 23 年度決算（別紙）

在宅支援関連事業の実践報告

障がいのある方々の地域でふつうの生活・ノーマライゼーションの普及に加えて、少子高齢化、ニーズの多様化等により、障がい児者の在宅サービスの需要は急増していますが、スタッフ体制も含めサービスの供給が追いつきません。そのような中でも、現場では形だけのサービスに終わるのではなく、利用者の願いと生活課題双方のニーズに寄り添い、継続した支援を行っていききたいと日々研究・模索し実践を積み重ねています。3事業の全年度の実績といくつかの実践事例をご紹介します。次年度は新たにケアホーム合築型の在宅生活の支援センターを整備します。

培ってきたノウハウを発展させ、24 時間 365 日、障がいの軽重に関わらず、緊急時も即応可能な地域の障がい児者と家族のを支えるワンストップ型の支援を強化していきます。

ヘルパーステーションほっとほっと



[平成 23 年度支援実績]

居宅介護	3299 人
行動援護	514 人
移動支援	1673 人
重度訪問介護	16 人
※利用者の 50%以上が児童	

(事例その1) 障がいが重く、ご家族がご高齢で医療的ケアが必要な方への支援

支援ニーズと経過

M 様；40 歳男性。最重度知的障がい。てんかん発作が頻発し、生活リズムが不安定で ADL 全介助の方。生活介護、地域活動支援センター、短期入所、2ヶ所の居宅介護事業所を利用しながら在宅生活をしておられます。家族の方が重篤な疾病にかかられたことを契機に、相談支援によるケア会議への参加を重ね5事業所で連携した支援を行っています。当事業所はウィークデイ 2 日夜間、土・日祝日の日中各 2 時間、食事、排せつ、室内移動等の身体介護の支援をしています。

支援を通して～これからも大切にしていきたいこと

高齢のご夫婦のみで M 様中心の在宅生活を 40 年以上営んでこられてきた生活背景、ご苦労や想いを知る事ができました。ご本人には強い行動障がいがありますが、どんなに障がいが高くても地域で普通に暮らしていく事の大切さを学ばせていただきました。M 様は自分の思いを伝える事が難しい方ですが、声をあげたり、傍に来たり何らかの意思表示をされます。一緒に共感し、支援を重ねながら理解を深めていくことで自己決定の選択肢も増えてきます。ケアマネジメントの制度がない中、ご本人、ご家族に寄り添いながら、支援の提案を行い、日中一時や短期入所等のネットワークと連携してきました。一方で、ヘルパーとして何が出来るのか？M 様の生活のほんの数時間しかお世話できない中で本当にその人の生活をサポートしているのだろうか？そのような思いも抱きながら私たちの役割について考えさせられました。利用者の思いをあらゆる場面から観察し、ご家族のニーズも受け止めながら行政に現状を訴えたり、地域の方々に障がいのある人たちのことを伝えていくことも私たちの役割の一つです。これからもそのような使命感をもち、現場から声をあげ発信していきたいと思えます。

（事例その 2）行動援護による障がい児の社会参加や対人関係・生活スキル向上の支援

支援ニーズと経過

A 様；特別支援学校在校生、自閉的傾向の強い重度知的障がい女兒。週 1,2 回支援。

初めてホームヘルプを利用するまで他者と徒歩での外出は未経験で、外出はほとんどが家族の自家用車でした。近場での買い物や余暇時間を過ごすことを目標にしましたが、自傷行為等もあり、外出が困難で、居宅介護利用を通して信頼関係を築くことからはじめました。家族の協力、支援の積み重ねから少しずつヘルパーと外出できるようになりました。当初はすぐに立ち止まり 1～2 時間動けないこともよくありましたが、情報提供ツール等の工夫をしながら好きなものを購入できるという目的意識を持った外出が定着していきました。回数を重ね、バス等の公共交通機関を利用し遠出もできるようになり、行き先も増え、社会とのつながり、生活の幅が広がりました。以前はお母さんとしか入れなかったお風呂も現在では居宅介護で入浴介助もできています。

支援を通して・・・

ヘルパーとして A 様にいかに寄り添った支援ができるかを考えながら支援に入っています。最近では、支援の前日になるとホワイトボードに A 様が行きたいと思われる場所の写真をご自身でたくさん貼っておられます。好きな場所や意思表示力が増えられたことに、ヘルパーとして喜びを感じています。今後も支援を通して、A 様とたくさんの場所に外出し、色々な経験をしていただき、社会とのつながりがさらに広がるようなサポートをしていきたいです。

〈サービス提供責任者 藤 貴之〉

福岡市城南区知的障害者相談支援センター



【平成 23 年度支援実績】

- ・延べ相談件数；4,470 件
- ・相談支援者実人数；83 名（男性 54、女性 29）
- ・個別支援会議開催数；52 回

当センターは、年金、福祉サービス利用や進路・就労など様々な生活全般のご相談に応じ、支援を行っています。

「相談」は多くの場合、電話での第一報から始まりますが、連絡を受けた時点で相談内容や訴えをきちんと受止め、関係機関に迅速に調整することが大切です。調整ができない場合にも、たらい回しにせず最低限の支援を提供し対応することも必要です。以下、相談業務にとって大切な 3 つの機能について事例を通してご紹介します。

(事例その1) ケアマネジメント機能

軽度の知的障がいの方が入所施設退所後、アパートで念願の一人暮らしと就労を開始しましたが、てんかん発作の服薬や仕事の勤怠、金銭管理など問題が次々と発生しました。就労支援センターと連携し、当センターが企業や医師、家族、保佐人、居宅介護事業所などと連絡調整をしながら生活のサポートをしています。現在も課題は多くありますが、本人の主体的な意向を尊重し、生活全体を捉えながら関係者と根気強く丁寧な調整を積み重ね、何とか在宅での就労生活を維持できています。

(事例その2) 権利擁護機能

同居する家族から虐待を受け「もう家には帰りたくない」と、夕方遅く当センターに助けを求めてきたお母様とご本人。ご本人の通所施設の職員の協力も得て、手を尽くして緊急受入先を探し、ようやく調整できた施設まで同行して引継ぎ、お母様を近くのホテルに送り届けた時は日付が変わっていました。その後さらに調整を重ね、現在はグループホームに入居され、以前と同じ通所施設に通いながら楽しく生活しておられます。心身の虐待を受けているケースや経済的虐待、法律に抵触した方々の人権も含め、障がい者の権利を守り、ご家族を支援することも大切な相談支援の仕事です。

(事例その3) ワンストップ機能

重度の知的障がいの方から「家に帰りたくない、施設に入りたい」と当センターに相談がありました。家族関係は非常に厳しく、衣食住も含め家庭では最低限の生活が維持できず、ネグレクトの可能性も疑われる状況です。行政所轄課と協議し、法人内の短期入所で一時的に保護しながら、家族、行政と話し合いを重ね、入所施設利用の調整を行いました。困難ケースも他のサービスの調整が間に合わない場合は取り敢えず、ワンストップで受け止めるなど相談者の立場に立った迅速な対応も必要で、その後の他機関との連携も図りやすくなります。



3つの機能と体制を充実させ、地域で暮らす方々の安心ある生活を少しでも保障していきたいと思えます。新しくできるセンターで、24時間対応可能なショートステイ、ホームヘルプ、相談支援が一ヶ所でき動いていける環境が整備されることに大きな期待を込めています。

相談には通所先のサービス利用の調整から、現状のサービスや制度だけでは応えられないものまで多岐にわたります。今後、幅広いニーズに対応していくためには総合相談と計画相談の2種類の支援が必要になってきます。

〈専任コーディネーター 田中一弥〉

《センターの理念》

- ソーシャルワークの理念に基づき、地域の障がいのある方々の福利の増進を目指します。
- 本人の言葉に耳を傾け、本人の立場を理解した相談支援を行います。
 - ・本人主体の相談支援を行います。
- 安心ある相談支援を目指します。
 - ・相談は24時間対応し、いつでも相談しやすい環境設定や安心感のある相談の場作りに努めます。
 - ・専門的知識・技術の獲得に努め、実践につなげます。
- 中立、公平な立場で地域に開かれた相談支援を行います。
 - ・地域にある資源の活用と開発・改善に努めます。
 - ・地域への啓発活動を行います。

ショートステイ（短期入所・日中一時支援）

今年度も、様々な生活ニーズによる支援を提供しました。障がい児や身障重複の方、相談支援事業所連携のケースも増えていきます。短期入所利用者は松原事業所開設もあり前年比33%増えましたが、利用者の約3割が強度行動障がいのある方でした。「福岡市強度行動障がい者支援モデル事業」を活用し、他事業所から毎月4名前後の応援スタッフの協力を得て支援しました。葦の家スタッフも年間106名がシフトに入りました。他方、未経験者や学生スタッフも多く、就業マニュアルや介助方法の研修が急務である。



※利用者のニーズ例

- ・母親の出産に伴う入院
- ・関西や関東方面の法事出席のため
- ・兄弟児の運動会参加
- ・母親の通院のため
- ・両親の海外出張のため
- ・兄弟児の塾の送迎え
- ・父親が事故により障がいを持ったため
- ・父親の手術のため
- ・母親の入院のため
- ・本人の行動障がいの介助疲れのため
- ・家族のスポーツ参加のため
- ・居住する地域に障がい児のショートステイがないため など

【24年度実績】

月	短期入所					日中一時支援			合計	強度行動障がい者		合計
	施設		松原事業所		計	障がい者	障がい児	計		短期入所	日中一時	
	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児								
4	17				17	55	8	63	80	6	14	20
5	20				20	50	7	57	77	8	15	23
6	24	1			25	53	5	58	83	9	13	22
7	21	1			22	60	18	78	100	7	14	21
8	21	1	13	3	38	46	29	75	113	9	15	24
9	12	2	12		26	52	6	58	84	6	16	22
10	17	1	8	1	27	48	8	56	83	11	11	22
11	14	1	18	2	35	43	5	48	83	10	9	19
12	13	1	15		29	38	13	51	80	9	9	18
1	10	1	13		24	31	5	36	60	7	9	16
2	17		19		36	53	8	61	97	10	10	20
3	22	2	15	4	43	55	14	69	112	10	11	21
計	208	11	113	10	342	584	126	710	1052	102	146	248

※契約実人数 124名

※「福岡市強度行動障がい者支援モデル事業」

カリタスの家虐待事件を教訓に、強度行動障がい者の在宅生活を支えるために、他事業所からスタッフを派遣、共同で支援し、ショートステイサービスの拡充を図り、強度行動障がい者への支援者を増やすことを目的とする福岡市単独事業。派遣元事業所に研修費として一泊12,000円、一日5,400円が支払われる。